

て布設した掘削幅を復旧舗装した部分については、かなりの箇所の舗装打継目において段差が生じ、舗装表面が下がつている状況が見受けられる。この水道工事の復旧舗装については、平成16年度に施工したものだが、元々軟弱地盤であつたため舗装表面が下がつたものと考えられる。今回、全区間を調査し、その全体の状況から判断すると、舗装表面部の平坦性が低下している状態であるが、直接的には道路本体の保持等に影響があるものではないと考えている。ただ、部分的に見ると、車両が通過する部分の窪みや、舗装打継目の垂直的なずれがあり、また、路面排水が十分に出来ないため、水が溜まる箇所もあるので、それらの箇所の局部的な補修工事として、アスファルトを被せるオーバーレイ舗装の施工を検討していきたい。

#### ○国際交流員について

#### 問国際交流員と地域住民との交流活動について

答旧町村におきましては、それぞれ、国際交流員を招へいし、地域住民との交流活動を行つてきた。現在の活動は、町内8校の小学校を訪問し、児童生徒に対して「読む・聞く・書く・話す」を基本とした小中学校の英語レベルに合った授業に積極的に関わつている。国際交流員と地域住民との交流活動については、毎週水曜日に住民を対象とした英語教室を開催している。地域間交流としては、「盆踊り、運動会」など、町、又は公民館主催の各種イベントにも積極的に参加し、

住民との交流を深めている。今年の行事計画として、料理教室・文化講座を計画している。  
○成人式について  
問広見町・日吉村合併協定書の中で、成人式については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する」となっている。できるだけ早期に統一していこうとの考え方から、合併1年後の、平成18年1月3日の成人式から町内全ての該当する成人者に対し、出席の案内をしている。しかし、日吉地区での該当する成人者・保護者、また地域の方々からの要望も強く、現在も従来通り8月14日に実施している。  
問今後の成人式の開催方法について  
答関係者の方々の理解を得て、できるだけ早期に統一開催ができるよう努める。

#### 渡邊　眞次　議員

○臨時職員の待遇改善について  
問臨時職員雇用の現況について  
答雇用している臨時職員等の人数は、パート職員を含めて112名。1日当たりの賃金が、事務職員に準じる職員が6,000円、看護師が7,300円、現場作業員が作業内容に応じ6,000円～8,000円、保育士は、基本賃金が6,500円で、職務の内容によつて2000円～5000円を加算。年次有給休暇について、年間15日を付与している。  
問今後の職員雇用の方針について  
答集中改革プランにおいては、職員

の定員管理について、退職者数と採用者の見込みを立て、平成22年4月1日における職員数の数値目標を186人としているところで、毎年度事務事業及び組織の見直しを行い、計画的に職員の定員管理に取り組んでいる。  
また、集中改革プランでは、民間委託等を推進するため、保育所と給食センターの民営化についても検討する計画を掲げている。民営化になつた場合には、相当数の職員が不要となるので、組織の弾力性を確保するため、正職員の採用を抑制し臨時職員で対応しているところである。

#### 問賃金格差について

答地公法第22条で雇用は最長でも1年間しか出来ないことになつていて、すべての臨時職員を入れ替えるだけの人材が確保できないため、同じ人を数年に渡り雇用せざるを得ない状況だが、地公法との整合性から、年度当初にすべての臨時職員を新規に採用する雇用制度としているので、勤務年数による賃金の格差は生じない。

退職手当等の給付については、全ての臨時職員を新規採用としている雇用形態であるので困難である。  
問病気等で休まざるを得なくなつた場合の対応について  
答臨時職員の雇用の趣旨から病気休暇の取得は認めていない。年次有給休暇を取得後は欠勤扱いとなる。  
公務中にケガをした場合、労働者災害補償保険法の適用対象となる職種については、労働災害保険の対象となり、それ以外の場合は、町が加入している傷害保険の給付の対象に入っていることであると認識している。

#### 芝　照雄　議員

○学校児童・生徒に対する悪天候時の警報発令時の連絡方法について  
問各学校での連絡体制の差異について  
答各学校で定めた非常変災対策に基づき対応することとしており、警報発令時の対応文書で保護者に周知している。登校前に警報が発令されている場合は、学校から連絡があるまで自宅待機とし、その後の状況で登校・休校等の連絡を緊急連絡網を通じて連絡することを原則としているが、警報が発令されていても、地域の状況に応じて十分に安全性を確認した上で、臨機応変に学校長が判断し対応している。

#### 問防災無線での警報発令の一斉放送について

答防災行政無線の設置目的からすると、警報が発令された場合に、住民に警報内容の情報を提供し、注意を喚起する一斉放送を行うことは、極めて当然のことであると認識している。